

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 6 年 4 月 17 日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理 年月日
産業連関表	総務大臣ほか	令和 2 年(2020 年)産業連関表について、サービス分野における SUT(使用・供給表)体系への移行を踏まえた推計方法の変更を行うとともに、娯楽・文学作品原本の固定資本形成分の計上等の概念の変更や推計の精緻化、部門分類の変更等を実施	R6.4.1

(注) 統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている(当該作成方法を変更しようとするときも同様)。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。